



# 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー支援ガイドブック 【研修用】

令和6年10月 | 兵庫県・兵庫県社会福祉士会

# 目次

---

- 01.**ヤングケアラーとは
- 02.**ヤングケアラー支援体制の整備
- 03.**ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化
- 04.**ヤングケアラーへの支援展開
- 05.**若者ケアラーへの支援

# 01.ヤングケアラーとは

□子ども・若者育成支援推進法は、

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

## ヤングケアラーが行っていることの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

これらは一例です。

左記に該当しなくとも

子どもや家族の様子から

柔軟に捉えてください。

# 01. ヤングケアラーとは

---

□ ケア自体は悪いことではありませんが、「過度な負担」が続くことにより、子どもの権利が侵害されていないか見極めることが大切です。

## ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

意見を表  
する権利

教育を受  
ける権利

休み、  
遊ぶ権利

社会保障を  
受ける権利

生活水準  
の確保

健康・  
医療への  
権利

経済的  
搾取・有害  
な労働から  
の保護

あらゆる  
搾取からの  
保護

# 01. ヤングケアラーとは

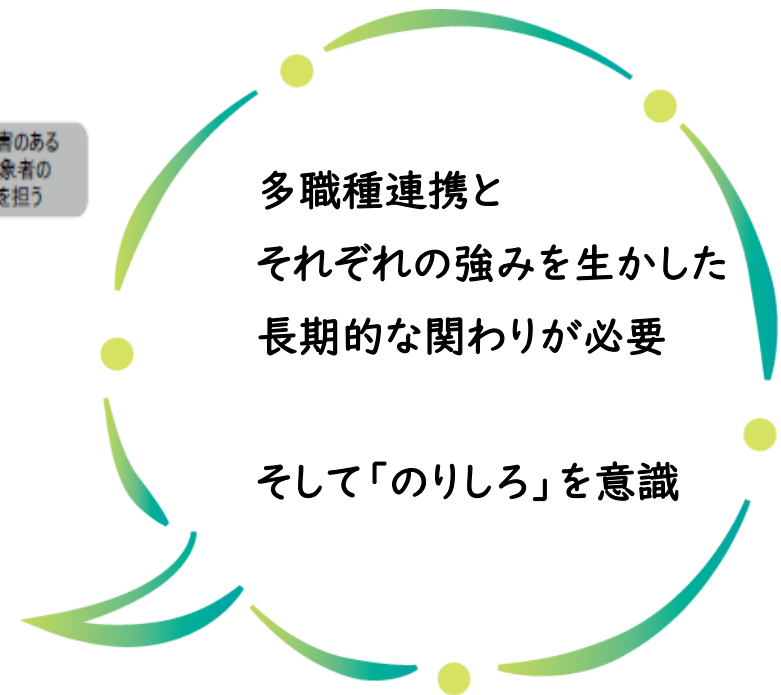
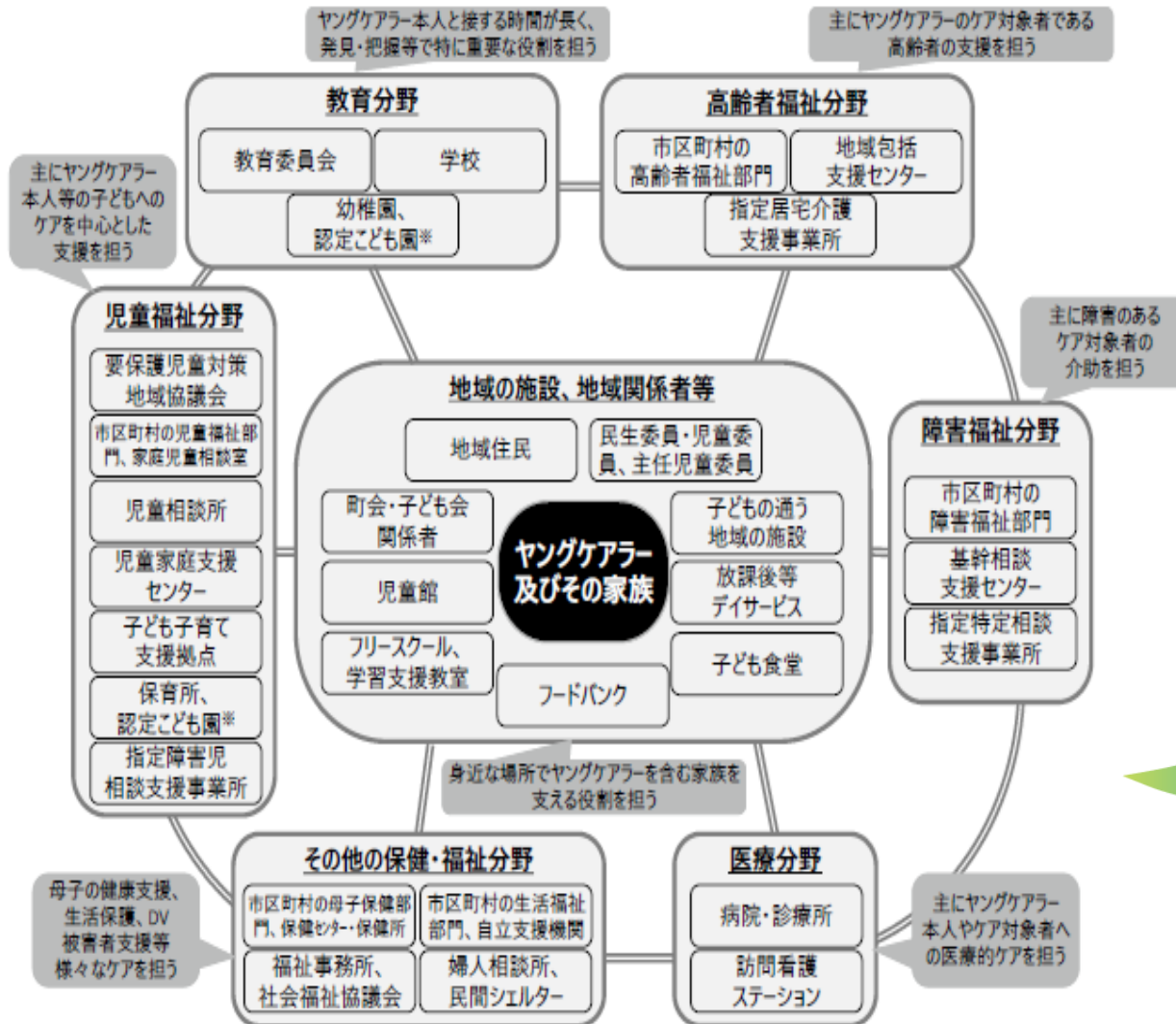
---

家庭内のケアを担っている「今」だけではなく  
その影響が未来にも及ぼす可能性がある。  
だからこそ、早期発見・早期介入が必要。

そして、ケアラーを発見した際、  
いつからケアを担っているのか  
という点も確かめておく必要があります。



# 02. ヤングケアラー支援体制の整備



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

出典：参考文献2（有限責任監査法人トーマツ）

## 02.ヤングケアラー支援体制の整備

	①市町こども家庭センター中心モデル	②生活福祉or障害福祉or高齢福祉中心モデル	③重層的支援体制整備事業活用モデル
中心機関	市町こども家庭センター	A 福祉事務所、自立相談支援機関 B 基幹相談支援センター、相談支援事業所等 C 地域包括支援センター のいずれか	重層的支援体制整備事業の推進機関 (福祉政策主管課等)
活用するネットワーク・会議体	要保護児童対策地域協議会	A 支援会議 (生活困窮者自立支援法) B 地域自立支援協議会 C 地域ケア会議	<input type="checkbox"/> 支援会議 (社会福祉法) <input type="checkbox"/> 重層的支援会議
当該モデルが推奨される自治体	市町こども家庭センター設置自治体	既にケアラー支援が生活福祉部門or障害福祉or高齢者福祉を中心に整えている自治体	既に重層的支援体制整備事業を採択しており、多職種連携ネットワークが構築されつつある自治体
会議体の目的・役割	支援対象児童等の適切な保護又は支援を図ることを通し、 ①支援対象児童等を早期に見出し、迅速な支援の開始 ②各関係機関等が課題を共有し、アセスメントを協働・共有 ③ 関係機関間の役割分担等の共通理解を促進	A 支援会議 困窮が疑われる個々の事案の情報共有、地域における必要な支援体制検討の円滑化 B 地域自立支援協議会 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題の共有、地域のサービス基盤整備の推進 C 地域ケア会議 個別ケースの支援内容の検討、地域づくり、資源開発・政策形成	<input type="checkbox"/> 支援会議 複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯に関する情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を実施  <input type="checkbox"/> 重層的支援会議 関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関し、当該ケースのプラン共有や、プランの適切性を協議

## 02.ヤングケアラー支援体制の整備

---

□ 個人情報に関係機関と共有する際の前提として

ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要です。

### 同意を得る際の留意点

無理やり同意を  
得ようとするな

情報共有＝ケア  
ラーや家族に  
とってメリットが  
ある点も伝える

情報共有する必  
要性をしっかり  
伝わるように説  
明する

共有した情報は  
ちゃんと守られる  
ことも伝える



## 02.ヤングケアラー支援体制の整備

情報共有の同意が得られない場合、下記の会議体は構成機関に対する守秘義務を課しており、支援のために必要があるときは、法律に基づき本人同意なしに情報共有が可能です。

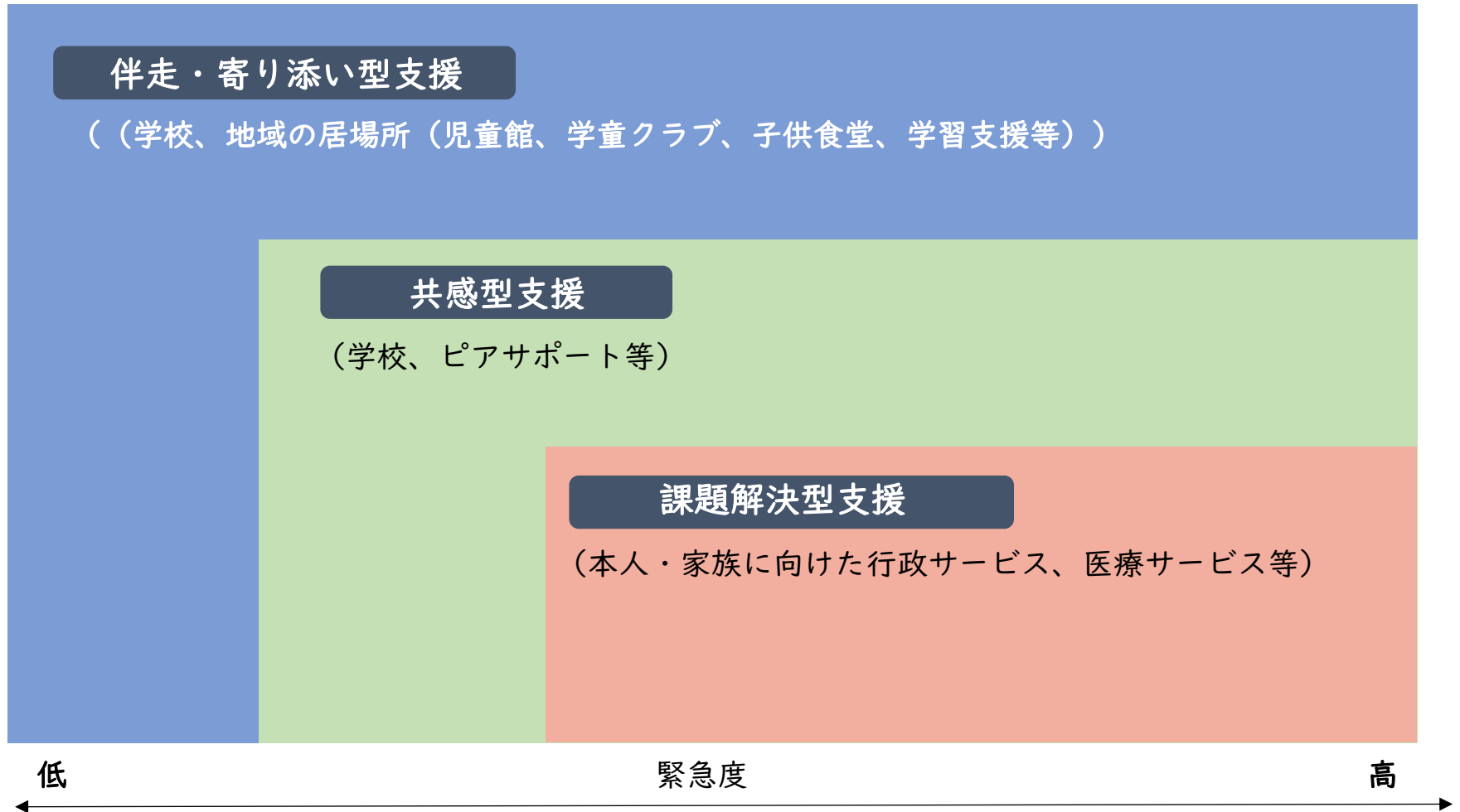
会議体	根拠法
要保護児童対策地域協議会【児童福祉】	児童福祉法第25条
支援会議【生活福祉】 地域自立支援協議会【障害福祉】 地域ケア会議【高齢福祉】	生活困窮者自立支援法第9条 障害者総合支援法第89条の3 介護保険法第115条の48
社会福祉法に基づく支援会議 【重層的支援体制整備】	同法第106条の6

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

## 03.ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化

パターン	内容
伴走・ 寄り添い型 支援	家庭に次いで本人に最も身近な地域における会話や見守りによる支援。  児童館等で遊んだり、食事や勉強の支援を受ける中でなじみの職員にちょっとした話を聞いてもらったり、登下校の際に、児童の見守りを行う民生・児童委員等と会話する等、本人が精神的な安らぎを感じちょっとしたことを話せる、日常の中での寄り添い。
共感型支援	同じような悩みを抱えている人同士が支え合う支援(=ピアサポート)。  ヤングケアラー同士や元ヤングケアラーに話を聞いてもらうことで、徐々に自分の気持ちを安心して話せるようになる。思いを聞いてもらい、年上のケアラー等から助言や経験談を聞くことで、選択肢を広げられるようになる。寄り添ってくれる人がいることで安心感や精神的な負担の軽減につながる。
課題解決型 支援	家族や本人への福祉サービス等の提供による直接的支援。  行政機関や医療・福祉事業所などが、家庭内でケアを受けている者やケアラー本人に対して、医療や福祉サービス等の提供による直接的支援を行う。支援が始まればケアラー本人の負担軽減につながるが、家族等が支援を拒否し具体的なサービスになかなかつながらないことも少なくない。

# 03. ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化



# 03. ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化

---

## ヤングケアラーが相談しづらい背景(例)

親に  
知られたくない

相談しても  
意味がない

「可哀想」と  
思われたくない

大ごと  
したくない

我慢は  
美德

よそはよそ、  
うちのうち

## 03. ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化

---

### 個別ケースの支援に向けた連携体制

個別ケースの課題の共有・支援計画の検討を行うにあたっては、関係機関・専門職が情報共有をし、「何が課題となっているのか」、「何をゴールとするのか」、「どのような目標・計画を立てるのか」ということを議論する場を設けることが大切です。

# 03.ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化

---

## □地域の支援活動を把握

どのようなインフォーマルな社会資源が、どのくらいあるのか  
NPOやボランティア団体などの情報（最新情報の確認も!）

## □人材育成

ヤングケアラー家庭に気づくことのできる地域の醸成

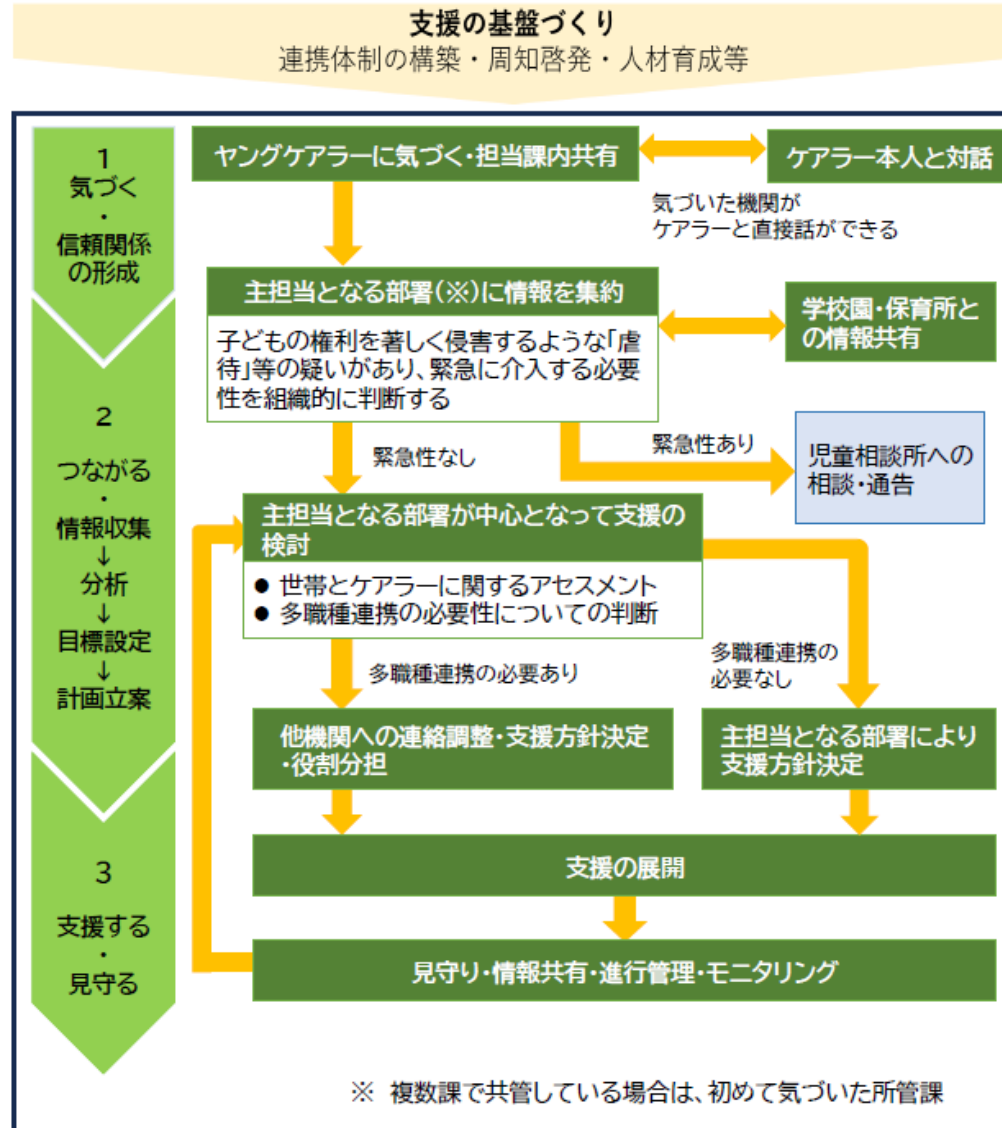
## □支援団体の育成・支援

活動を継続していくための支援（組織化や助成金）

## □企業の社会貢献活動



# 04. ヤングケアラーへの支援展開



## 04. ヤングケアラーへの支援展開

---

虐待の可能性が高いと判断した場合は、  
速やかに児童相談所へ相談・通報してください。

児童虐待に係る通告は  
守秘義務に関する法律の規定により妨げられません。

通告を受けた児童相談所等職員には  
守秘義務が課せられますので、  
同意なく情報共有が可能です。





## 04. ヤングケアラーへの支援展開

---

ケアラーや家族の状況やニーズを把握するために

本人の同意なく  
相談内容を  
家族に伝えない

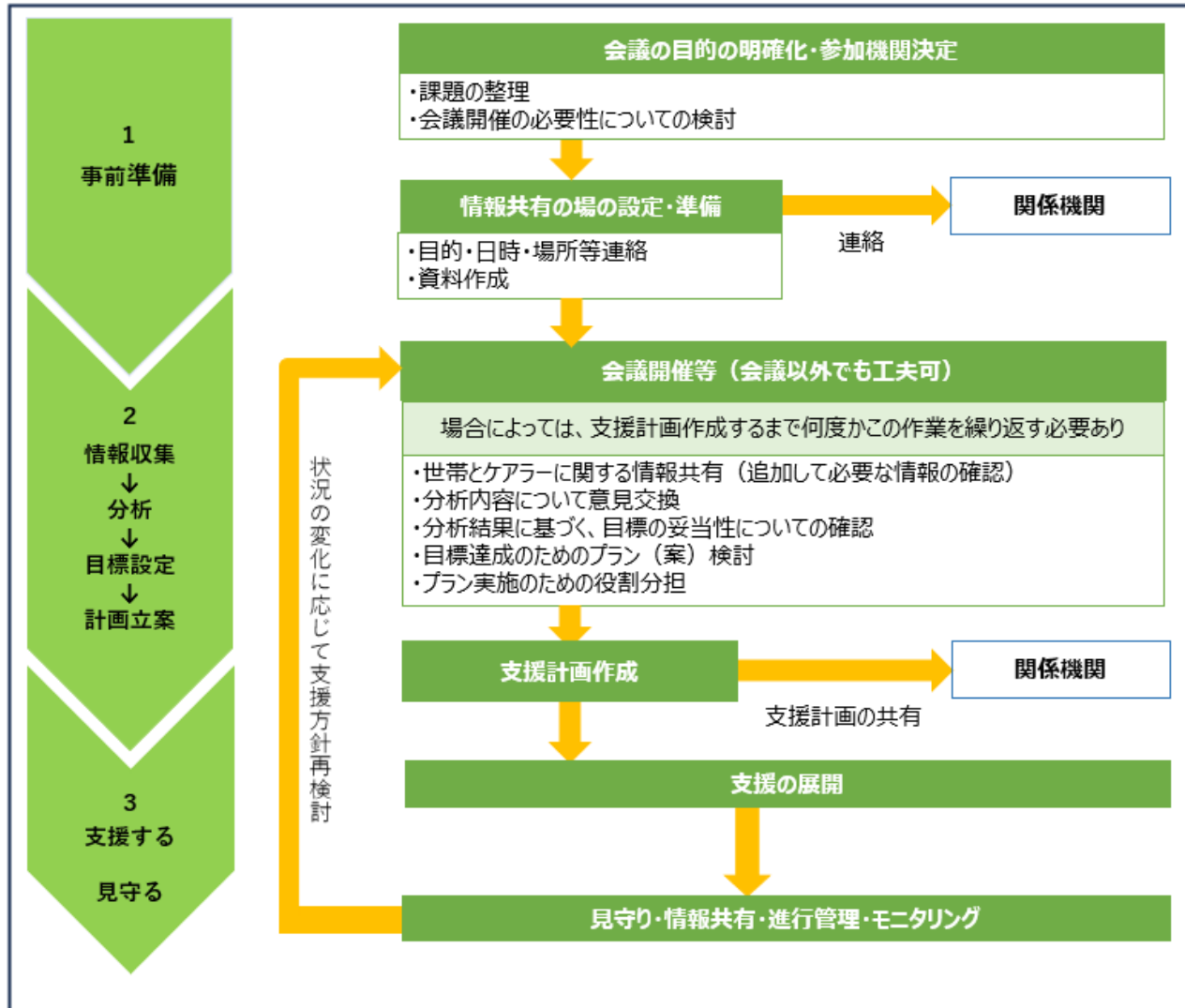
支援内容に  
本人の意向を  
反映させる

本人の  
意向確認は  
家族の  
いない場所で

支援を受ける  
イメージを  
共につくる

# 04. ヤングケアラーへの支援展開

多職種連携で会議開催する場合の流れ



# 05.若者ケアラーへの支援

卒業後の進路に大きな影響

例) 家族のケアを考慮して、進学や結婚を断念する  
進学した後に家族のケアが発生して休学や退学を選択する  
家族のケアを最優先に考えた就職先の検討



それらを気軽に相談できる人が周りにいない

伴走者としての  
寄り添い支援

節目で途切れな  
い継続的な支援



# 参考文献

---

1. こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>

2. 有限責任監査法人 トーマツ

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル

～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」 (令和4年3月)

3. 東京都ヤングケアラー支援マニュアル (令和5年3月)